

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。  
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前																																																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、総社市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1（第2条，第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">職名</th><th>区分</th><th colspan="3">報酬</th></tr><tr><th></th><th>日額</th><th>月額</th><th>年額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>学校教育環境適正化審議会委員</td><td></td><td>5,900</td><td></td><td></td></tr><tr><td>学校運営協議会委員</td><td></td><td></td><td></td><td>10,000</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>				職名	区分	報酬				日額	月額	年額	略					学校教育環境適正化審議会委員		5,900			学校運営協議会委員				10,000	略					<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、総社市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1（第2条，第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">職名</th><th>区分</th><th colspan="3">報酬</th></tr><tr><th></th><th>日額</th><th>月額</th><th>年額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>学校教育環境適正化審議会委員</td><td></td><td>5,900</td><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>				職名	区分	報酬				日額	月額	年額	略					学校教育環境適正化審議会委員		5,900			略				
職名	区分	報酬																																																										
		日額	月額	年額																																																								
略																																																												
学校教育環境適正化審議会委員		5,900																																																										
学校運営協議会委員				10,000																																																								
略																																																												
職名	区分	報酬																																																										
		日額	月額	年額																																																								
略																																																												
学校教育環境適正化審議会委員		5,900																																																										
略																																																												

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。